404

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第百五十八号

に関する政令子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助

この政令を制定する。 内閣は、子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号)附則第十条第四項の規定に基づき、

つき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとする。 する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額にする費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額には、四月一日から同法の施行の日の前日までとする。以下同じ。)において同条第一項に規定する特定は、四月一日から同法の施行の日の前日までとする。以下同じ。)において同条第一項に規定する特定年度までの各年度 (同日の属する年度 (同日が三月三十一日である場合の当該年度を除く。)にあって年度までの各年度 (同日の属する年度 (同日が三月三十一日である場合の当該年度を除く。)にあって年度までの各年度 (同日の属する年度)にある。

貝

こう女子は、2.(施行期日)

月一日)から施行する。 この政令は、子ども・子育て支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (平成二十六年四

(内閣府本府組織令の一部改正)

- 子ども・子育て会議の庶務に関すること。
- 同法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。

厚生労働大臣田村憲人久内閣総理大臣安倍晋三